

様式第 15 号
(第 13 条関係)

坂生第 1 8 2 号

丸福工業 株式会社
代表取締役 板東 仁成 殿

一般廃棄物処分業許可証

一般廃棄物処分業を行うことを次の条件を付けて許可します。

令和 4 年 7 月 2 0 日

坂出市長 有福 哲二



記

許 可 番 号	坂出市許可第 2 6 号
許 可 期 限	令和 4 年 8 月 1 5 日から令和 6 年 8 月 1 4 日
一般廃棄物の種類	紙くず, 木くず, 繊維くず, 廃プラスチック類
処 分 方 法	中間処理
そ の 他 の 条 件	別紙のとおり

複写無効

許 可 条 件

(関係法令等の遵守)

第1条 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）および坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成8年坂出市条例第4号。以下「条例」という。）その他関係法令並びにこの許可条件を遵守するとともに、市の指示に従わなければならない。

(中間処分場の維持管理)

第2条 許可業者は、総理府および厚生省令で定める技術上の基準に従い、事業系一般廃棄物焼却場の維持管理を行うとともに、公害防止関係法令を遵守し、公害の発生を防止しなければならない。

(変更等の報告)

第3条 許可業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から10日以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 事業の全部を廃止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) 氏名または名称を変更したとき。
- (4) 役員を変更したとき。
- (5) 事務所または事業場の所在地を変更したとき。
- (6) 事業の用に供する主要な施設およびにその設置場所ならびに主要な設備の構造または規模を変更したとき。

(立入検査)

第4条 市長は、法第19条第1項および第3項の規定により、市職員に許可業者の事務所または事業場に立ち入り、施設、車両、帳簿その他の物件を検査させることがある。

(事業報告)

第5条 許可業者は、毎月10日までに前月の処理量等の事業実績を市長に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、許可業者が不正、不誠実な行いをした場合、法および条例その他関係法令に基づき、許可の取消しまたは業務の停止を命ずることがある。